

一般財団法人  
金属系材料研究開発センター  
定款

平成23年7月1日設立  
平成27年10月15日改訂

# 一般財団法人 金属系材料研究開発センター

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### (名称)

第 1 条 本法人は、一般財団法人金属系材料研究開発センター（The Japan Research and Development Center for Metals 略称「JRCM」）と称する。

#### (事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本法人は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

3 支部に関して必要な事項は、理事会においてこれを定める。

### 第 2 章 目的及び事業

#### (目的)

第 3 条 本法人は、金属系材料（金属及び半金属並びにこれらを構成要素の一とする材料をいう。以下同じ。）の製造及び利用に関する研究開発を行い、金属系材料に係る新機能の付与、品質の改善向上、利用の拡大、製造プロセスの革新等を図ることにより、金属系材料に関連する産業を振興し、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に資することを目的とする。

#### (事業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 金属系材料の製造及び利用に関する研究開発
- (2) 金属系材料の製造及び利用に関する調査研究
- (3) 金属系材料の製造及び利用に関する情報の収集及び提供
- (4) 金属系材料の製造及び利用に関する啓蒙及び普及
- (5) 金属系材料の製造及び利用に関する国際交流
- (6) 内外の関係機関、団体との連携及び協調
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 会計

#### (事業年度)

第5条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第6条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第7条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第8条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

第9条 本法人に評議員3名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 本法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人。

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補とした理由

(3) 当該候補者と本法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき、2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

#### (任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年50万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

## 第5章 評議員会

#### (構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

**(権限)**

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

**(招集)**

第16条 評議員会は、法令に別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**(決議)**

第17条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の

多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第18条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

#### (役員の設定)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上32名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選

定する。

#### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。



#### (報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項にかかわらず、特別な職務執行を行うべきことを評議員会で定めた非常勤監事に対しては、評議員会において別に定める額を報酬として支給することができる。

#### (取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (責任の免除)

第29条 本法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (顧問及び参与)

第30条 本法人に3名以内の顧問及び3名以内の参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本法人に功労のあった者のうちから、理事会の承認を経たのち、代表理事が任命する。

3 顧問及び参与は、本法人の事業に関して代表理事の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

4 顧問及び参与の任期については、第25条第1項の規定を準用する。

## 第7章 理事会

**(構成)**

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権限)**

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

**(招集)**

第33条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

**(理事会の議長)**

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

**(決議)**

第35条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前条の規定にかかわらず、一般社団及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**(報告の省略)**

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上行うものとする。

**(議事録)**

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

### (解散)

第39条 本法人は、本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

2 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第40条 本法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

## 第10章 賛助会員

### (賛助会員)

第41条 本法人の目的に賛同し、会費を納めるものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本法人の事業活動に参加することができる。

3 会費は、賛助会員に共通する利益を図る活動を行うために使用する。

4 その他賛助会員及び会費に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 第 1 1 章 補則

### (委員会)

第 4 2 条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。

3 その他委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

### (事務局)

第 4 3 条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局及び職員に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

### (実施細則)

第 4 4 条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規

定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本法人の最初の代表理事は岩城正和及び西村昭とし、業務執行理事は小紫正樹とする。

4 本法人の最初の監事は、平木明敏、山内良三とする。

5 本法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

足立 芳寛、鈴木 俊夫、吉田 豊信、石田 清仁、小豆島 明、  
村上 正紀、津崎 兼彰、宮本 武史、村山 拓己、織山 純、  
日高 俊信、丸山 正明、津山 青史、加田 善裕、加藤 公明、  
荻原 吉章、石毛 健吾、安齋 英哉、梶原 義雅、潮田 浩作

#### 附 則（一部改訂）

1. 平成27年10月15日付けで施行する。